

ご注意いただきたいこと

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料が納付されていることが前提となります。
- 国民年金基金へのご加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退及び中途解約することはできません。
- 遺族一時金について
B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待機期間中又は受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。詳しくはお問い合わせください。また、保証期間のないB型のみに参加されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには、1万円の遺族一時金が支給されます。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけ受け取るようになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上の時は、年6回(偶数月に前月及び前々月分として)のお支払いになり、年金額が12万円未満の時は、年1回(毎年、決まった月に過去1年分として)のお支払いになります。
- ご加入の際には、「重要事項のお知らせ」をよくお読みください。
- その他、ご不明の点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。
- このパンフレットに記載されている内容は平成24年4月(税制については平成24年2月)時点のものであり、今後変更となる場合があります。

三重県国民年金基金

〒514-0009 津市羽所町388 津三交ビルディング6F

電話 059-229-1284

フリーダイヤル ☎ 0120-29-1284

ホームページ
アドレス

パソコン用

www.npfa.or.jp

携帯用



国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

国民年金基金

National Pension Fund

老後までトク!
老後からラク!



国民年金基金とは

自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乘せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

国民年金基金

5つのメリット

国民年金基金には、メリットいろいろ。
公的な個人年金ならではのメリットもあります。

merit
1

終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長生きリスクに対応できます。

merit
2

年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金は60歳まで変わりません。(途中で口数を変更しない場合)

merit
3

税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。*平成24年2月現在

merit
4

万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

merit
5

自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。(増口は年度内に1回限り)
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

国民年金基金

3つのポイント

ライフプランに合わせて組み立てられる国民年金基金で
あなたのゆとりをじっくり育てていきましょう。

Point
1

加入できる方は？

20歳以上60歳未満の国民年金の
第1号被保険者の方だけが加入できます。

- 加入後に資格を喪失し、基金を脱退することとなるのは以下の場合です。
 - ①第1号被保険者でなくなったとき
 - ②国民年金の保険料が免除(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます)されたとき
 - ③農業者年金に加入したとき
 - ④国民年金の任意加入被保険者になったとき(海外へ住所を移した等)

※他の都道府県に転出されたとき(地域型基金)や、該当する職種に従事しなくなったとき(職能型基金)も脱退となりますが、3ヵ月以内に手続きを行えば、新しい基金に従前と同条件で加入することができます。

※加入後に任意に脱退することはできません。

※基金を脱退したときは、脱退一時金はありませんが、脱退に伴う解約控除(違約金)などのデメリットはありません。

掛金を納めていただいた期間に見合った年金を将来お受け取りいただくこととなり、着実に老後の資金となります。

※国民年金の付加年金を納付されている方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできなくなります。

Point
2

年金の給付は？

年金額の加入口数、
年金受取期間は給付の型によって決まります。

- 老後のライフプランに合わせて選択してください。

Point
3

毎月の掛金は？

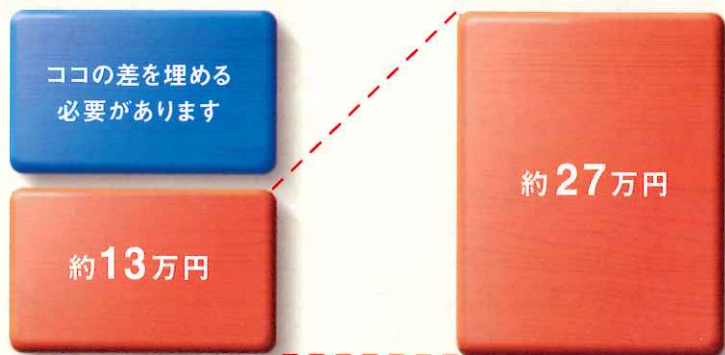
掛金は加入時の年齢、性別、
選択する給付の型と口数によって決まります。

- 掛金の上限は、月額6万8,000円です。(個人型確定拠出年金にも加入されているときは、その掛金と合わせて6万8,000円が上限となります)
※掛金月額が6万8,000円以内でも、確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。
- 掛金の払込期間は、ご加入時から60歳到達前月時点までです。
- 掛金は、ご指定の金融機関から口座振替にて納付いただくこととなります。また、ご加入の機会に国民年金保険料の口座振替(基金掛金と合算)をお申し込みいただくこともできます。
- 掛金の引落日は原則として翌々月の1日です。

国民年金基金とは

老後に受け取れる国民年金(老齢基礎年金)はご夫婦で月に約13万円*1。しかし、高齢者世帯は、月に約27万円*2かかると言われています。この不足分を補うものとして、サラリーマンなどの方(第2号被保険者)には厚生年金がプラスされますが、自営業などの方(第1号被保険者)はご自身で上乗せしなければなりません。そこで、用意されている公的な個人年金が国民年金基金です。

国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。



国民年金の支給額(月額)
(基礎年金満額×夫婦2名分)*1

高齢者の世帯が
実際に必要とする生活費(月額)*2

自営業などの方にも、上乗せ年金が必要です。



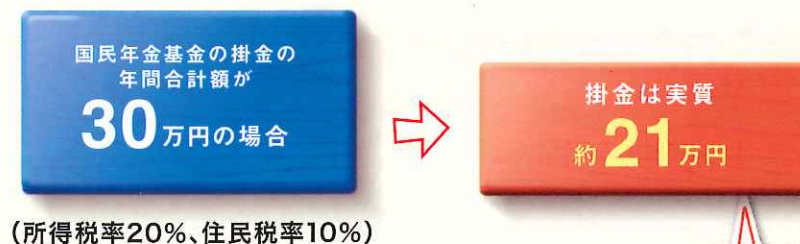
*1: 20歳~60歳のすべての期間保険料を納めた方の場合(夫婦2名分)
*2: 総務省統計局「家計調査」(平成22年)

お得な税制措置

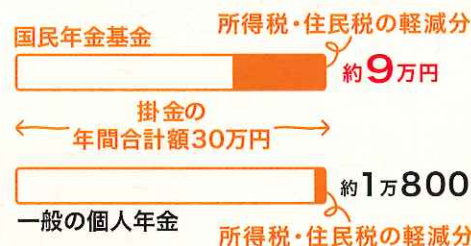
国民年金基金は公的な個人年金なので、掛金の全額を社会保険料として課税所得額から控除できます。一般の個人年金の場合、年間で上限4万円(住民税2.8万円)*の控除とされているので、この税制措置は国民年金基金のメリットのひとつです。下の例で見ると、所得税が毎年約9万円軽減されることになります。約21万円の支出で、掛金30万円分の年金を受け取ることができるのです。

公的な個人年金だから税制面でとても有利。

課税所得金額がおよそ400万円の場合で



所得税・住民税 約**9万円**軽減!



●課税所得金額別の所得税と住民税

課税所得金額	税率	税率
195万円以下	5%	住民税 一律10%
330万円以下	10%	
695万円以下	20%	
900万円以下	23%	
1,800万円以下	33%	
1,800万円超	40%	

※平成24年2月時点での税率です。

※平成24年1月以降に契約した個人年金の場合。

遺族一時金の支給とは

終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型については保証期間があり、以下のような遺族一時金があります。

- 年金受給前に死亡された場合
加入時年齢、死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。
- 保証期間中に死亡された場合
残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。

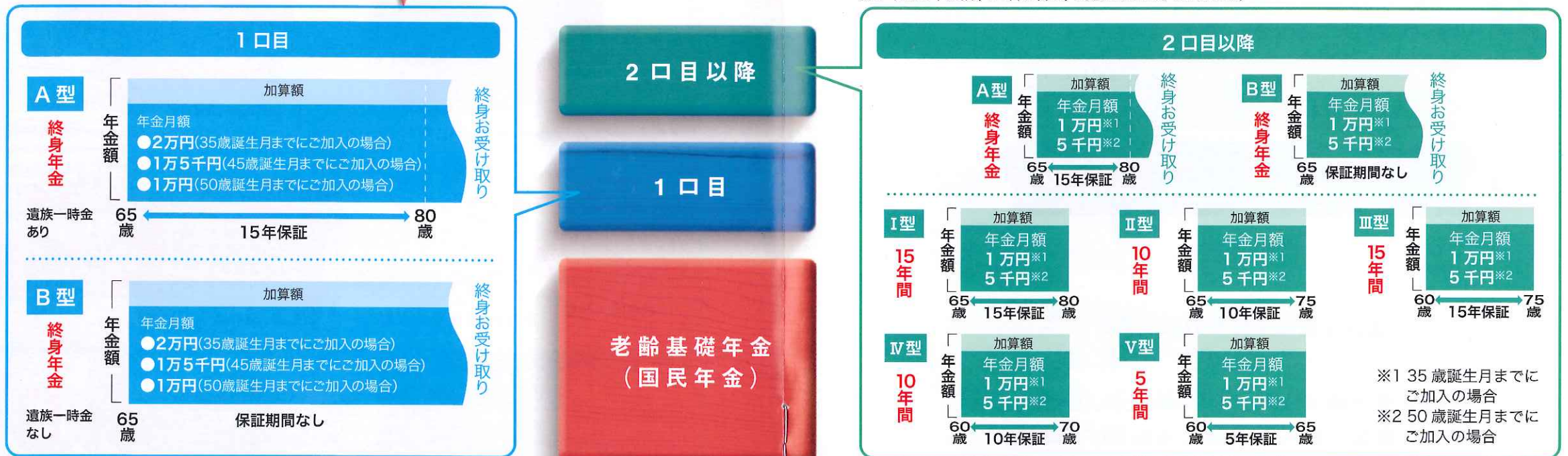
※遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。※終身年金B型には保証期間はありませんが、B型のみに加え、年金受給前に加入者が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。※遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた遺族お一人となります。

将来設計に合わせて楽しく組み立てるのが、国民年金基金流。

あなたの年金プランが一目瞭然。計算の手順をご紹介します。



表-1 選べる年金タイプ



※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

1口目加算額(男女共通)

(年額：円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	708	25歳	780	30歳	880	35歳	765	40歳	927	45歳	806		
21歳	720	26歳	796	31歳	904	36歳	792	41歳	972	46歳	860		
22歳	732	27歳	816	32歳	928	37歳	822	42歳	1,020	47歳	924		
23歳	748	28歳	836	33歳	956	38歳	852	43歳	1,074	48歳	1,000		
24歳	764	29歳	856	34歳	988	39歳	888	44歳	1,137	49歳	1,090		

※誕生日以外に加入された時は、ご加入から次年齢に到達するまでに納めていただいた月数に応じて年金額に加算額が上乗せとなります。例えば、30歳2カ月で1口目A型に加入された場合は、加算月数10月(12月-2月)×880円=8,800円が加算額

2口目以降加算額(男女共通)

(年額：円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	354	25歳	390	30歳	440	35歳	255	40歳	309	45歳	403		
21歳	360	26歳	398	31歳	452	36歳	264	41歳	324	46歳	430		
22歳	366	27歳	408	32歳	464	37歳	274	42歳	340	47歳	462		
23歳	374	28歳	418	33歳	478	38歳	284	43歳	358	48歳	500		
24歳	382	29歳	428	34歳	494	39歳	296	44歳	379	49歳	545		

※加入時年齢が50歳以上の方は、加算額はありませぬ。(年額)となります。

自由なプランで掛金設定。 ライフサイクルに応じて増減も可能。

plan 1 飲食店経営 A男さんのケース



40歳の誕生月に、1口目としてA型、
さらに加えてA型3口加入した場合(男性)



※さらに余裕に応じ、2口目を降増口・減口することができます。



国民年金基金掛金の税控除額 (上記A男さんの場合)

課税所得金額 400万円 (所得税 20%、住民税 10%)
掛金月額 23,070円 (年間 276,840円) の場合



※平成24年1月以降に契約した個人年金の場合。

掛金の総額は、口数と型の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランが作れます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。ただし、月額掛金合計額の上限は6万8,000円です。各型の掛金額は加入時の年齢(月単位)により異なりますので、詳しくは9・10ページを参照下さい。



plan 2 イラストレーター B子さんのケース



33歳の誕生月に、1口目としてA型、
さらに加えてI型2口加入した場合(女性)



※さらに余裕に応じ、2口目を降増口・減口することができます。



国民年金基金掛金の税控除額 (上記B子さんの場合)

課税所得金額 300万円 (所得税 10%、住民税 10%)
掛金月額 20,150円 (年間 241,800円) の場合



※平成24年1月以降に契約した個人年金の場合。

表-2

掛金月額表(男性)

給付の型 加入時年齢	1口目		2口目以降						
	終身年金		終身年金		確定年金				
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	6,350	5,550	3,175	2,775	2,325	1,615	2,535	1,760	920
20歳1月~21歳0月	6,570	5,750	3,285	2,875	2,405	1,675	2,625	1,825	950
21歳1月~22歳0月	6,810	5,960	3,405	2,980	2,495	1,735	2,720	1,890	985
22歳1月~23歳0月	7,060	6,180	3,530	3,090	2,585	1,800	2,820	1,960	1,020
23歳1月~24歳0月	7,330	6,420	3,665	3,210	2,685	1,865	2,925	2,035	1,060
24歳1月~25歳0月	7,620	6,670	3,810	3,335	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
25歳1月~26歳0月	7,920	6,940	3,960	3,470	2,895	2,015	3,160	2,195	1,145
26歳1月~27歳0月	8,240	7,220	4,120	3,610	3,010	2,095	3,285	2,285	1,190
27歳1月~28歳0月	8,580	7,520	4,290	3,760	3,135	2,180	3,420	2,380	1,240
28歳1月~29歳0月	8,940	7,840	4,470	3,920	3,270	2,270	3,565	2,480	1,295
29歳1月~30歳0月	9,320	8,190	4,660	4,095	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
30歳1月~31歳0月	9,740	8,560	4,870	4,280	3,560	2,475	3,880	2,700	1,405
31歳1月~32歳0月	10,180	8,950	5,090	4,475	3,720	2,585	4,060	2,820	1,475
32歳1月~33歳0月	10,660	9,380	5,330	4,690	3,895	2,710	4,250	2,955	1,540
33歳1月~34歳0月	11,180	9,840	5,590	4,920	4,085	2,840	4,455	3,095	1,615
34歳1月~35歳0月	11,740	10,340	5,870	5,170	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
35歳1月~36歳0月	9,255	8,160	3,085	2,720	2,255	1,565	2,460	1,710	895
36歳1月~37歳0月	9,750	8,595	3,250	2,865	2,375	1,650	2,590	1,800	940
37歳1月~38歳0月	10,290	9,090	3,430	3,030	2,505	1,740	2,730	1,900	990
38歳1月~39歳0月	10,890	9,615	3,630	3,205	2,650	1,840	2,890	2,005	1,050
39歳1月~40歳0月	11,535	10,200	3,845	3,400	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
40歳1月~41歳0月	12,270	10,845	4,090	3,615	2,980	2,070	3,250	2,260	1,180
41歳1月~42歳0月	13,065	11,565	4,355	3,855	3,175	2,205	3,465	2,405	1,260
42歳1月~43歳0月	13,965	12,375	4,655	4,125	3,395	2,360	3,700	2,570	1,340
43歳1月~44歳0月	14,985	13,275	4,995	4,425	3,640	2,530	3,965	2,760	1,435
44歳1月~45歳0月	16,125	14,310	5,375	4,770	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
45歳1月~46歳0月	11,630	10,330	5,815	5,165	4,235	2,945	4,615	3,210	1,670
46歳1月~47歳0月	12,640	11,240	6,320	5,620	4,600	3,200	5,015	3,490	1,815
47歳1月~48歳0月	13,830	12,310	6,915	6,155	5,030	3,495	5,485	3,810	1,990
48歳1月~49歳0月	15,230	13,570	7,615	6,785	5,535	3,850	6,035	4,195	2,185
49歳1月~50歳0月	16,910	15,080	8,455	7,540	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430
50歳1月以上	下の表を参照		※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。						
	16,910	15,080	8,455	7,540	6,145	4,270	6,700		

●50歳1月以上で加入の方の年金額(年単位)

給付の型 加入時年齢	加入月数	年金額(年額)	
		1口目(終身年金)	2口目以降(終身年金・確定年金)
		A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型
50歳1月	119月	118,920	59,460
51歳0月	108月	107,040	53,520
52歳0月	96月	94,300	47,150
53歳0月	84月	81,780	40,890
54歳0月	72月	69,480	34,740
55歳0月	60月	57,400	28,700
56歳0月	48月	45,520	22,760
57歳0月	36月	33,840	16,920
58歳0月	24月	22,360	11,180
59歳0月	12月	11,080	5,540

※上記加入時年齢以外でのご加入のときは、月単位で年金額が異なります。

※年金額表は年額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

※加入時年齢が50歳1月以上の方はIV型及びV型への新規加入及び増口はできません。

注)加入時年齢の見方(男女共通)

- ①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
- ②誕生日の属する月(誕生月)にご加入の方は、△△歳0月と表示しています。

表-2

掛金月額表(女性)

給付の型 加入時年齢	1口目		2口目以降						
	終身年金		終身年金		確定年金				
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	7,360	7,000	3,680	3,500	2,325	1,615	2,535	1,760	920
20歳1月~21歳0月	7,620	7,250	3,810	3,625	2,405	1,675	2,625	1,825	950
21歳1月~22歳0月	7,900	7,510	3,950	3,755	2,495	1,735	2,720	1,890	985
22歳1月~23歳0月	8,190	7,790	4,095	3,895	2,585	1,800	2,820	1,960	1,020
23歳1月~24歳0月	8,500	8,090	4,250	4,045	2,685	1,865	2,925	2,035	1,060
24歳1月~25歳0月	8,830	8,400	4,415	4,200	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
25歳1月~26歳0月	9,180	8,740	4,590	4,370	2,895	2,015	3,160	2,195	1,145
26歳1月~27歳0月	9,550	9,090	4,775	4,545	3,010	2,095	3,285	2,285	1,190
27歳1月~28歳0月	9,940	9,470	4,970	4,735	3,135	2,180	3,420	2,380	1,240
28歳1月~29歳0月	10,360	9,870	5,180	4,935	3,270	2,270	3,565	2,480	1,295
29歳1月~30歳0月	10,810	10,300	5,405	5,150	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
30歳1月~31歳0月	11,290	10,760	5,645	5,380	3,560	2,475	3,880	2,700	1,405
31歳1月~32歳0月	11,800	11,250	5,900	5,625	3,720	2,585	4,060	2,820	1,475
32歳1月~33歳0月	12,360	11,780	6,180	5,890	3,895	2,710	4,250	2,955	1,540
33歳1月~34歳0月	12,950	12,350	6,475	6,175	4,085	2,840	4,455	3,095	1,615
34歳1月~35歳0月	13,600	12,970	6,800	6,485	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
35歳1月~36歳0月	10,725	10,230	3,575	3,410	2,255	1,565	2,460	1,710	895
36歳1月~37歳0月	11,295	10,785	3,765	3,595	2,375	1,650	2,590	1,800	940
37歳1月~38歳0月	11,925	11,385	3,975	3,795	2,505	1,740	2,730	1,900	990
38歳1月~39歳0月	12,615	12,045	4,205	4,015	2,650	1,840	2,890	2,005	1,050
39歳1月~40歳0月	13,365	12,765	4,455	4,255	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
40歳1月~41歳0月	14,205	13,575	4,735	4,525	2,980	2,070	3,250	2,260	1,180
41歳1月~42歳0月	15,135	14,460	5,045	4,820	3,175	2,205	3,465	2,405	1,260
42歳1月~43歳0月	16,170	15,465	5,390	5,155	3,395	2,360	3,700	2,570	1,340
43歳1月~44歳0月	17,340	16,590	5,780	5,530	3,640	2,530	3,965	2,760	1,435
44歳1月~45歳0月	18,675	17,865	6,225	5,955	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
45歳1月~46歳0月	13,460	12,890	6,730	6,445	4,235	2,945	4,615	3,210	1,670
46歳1月~47歳0月	14,630	14,010	7,315	7,005	4,600	3,200	5,015	3,490	1,815
47歳1月~48歳0月	16,000	15,330	8,000	7,665	5,030	3,495	5,485	3,810	1,990
48歳1月~49歳0月	17,610	16,890	8,805	8,445	5,535	3,850	6,035	4,195	2,185
49歳1月~50歳0月	19,560	18,760	9,780	9,380	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430
50歳1月以上	下の表を参照		※年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。						
	19,560	18,760	9,780	9,380	6,145	4,270	6,700		

●50歳1月以上で加入の方の年金額(年単位)

給付の型 加入時年齢	加入月数	年金額(年額)	
		1口目(終身年金)	2口目以降(終身年金・確定年金)
		A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型
50歳1月	119月	118,920	59,460
51歳0月	108月	107,040	53,520
52歳0月	96月	94,300	47,150
53歳0月	84月	81,780	40,890
54歳0月	72月	69,480	34,740
55歳0月	60月	57,400	28,700
56歳0月	48月	45,520	22,760
57歳0月	36月	33,840	16,920
58歳0月	24月	22,360	11,180
59歳0月	12月	11,080	5,540

※上記加入時年齢以外でのご加入のときは、月単位で年金額が異なります。

※年金額表は年額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

※加入時年齢が50歳1月以上の方はIV型及びV型への新規加入及び増口はできません。

- ③誕生月の翌月にご加入の方は△△歳1月、誕生月の翌々月にご加入の方は△△歳2月、…となります。
- ④但し、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります。(例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生月になります。)